

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、法令を遵守し、経営の透明性を確保して、健全で継続的な企業価値の向上を図ることが、経営上の最も重要な課題と認識しています。この課題に取り組み、株主その他のステークホルダーに対する社会的責任を果たしていくために、以下のコーポレート・ガバナンス体制を構築しています。また、今後この体制をさらに強化し、その機能を定期的に検証して、必要な施策を実施することが、重要であると考えています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

<補充原則1-2-4>

招集通知の英訳は、直近の基準日時点で外国法人等の持ち分が低いため、業務効率面から未実施です。今後、株主構成等の状況の変更に合わせ検討をすすめてまいります。

<原則2-6>

当社は、特定の企業年金基金に加入しておりませんが、従業員の資産形成のため企業型確定拠出年金制度を導入しています。従業員に対し、入社時には制度の説明を行っておりますが、その後は教育の機会を設けておりません。現在、社内インフラを利用した運用商品の選定や資産運用に関する教育機会の提供を検討しております。

<補充原則4-1-3>

現在の当社代表取締役社長である市川聡は、2018年7月1日に最高経営責任者である社長に就任したばかりですが、今後、当社にとっての後継者計画の在り方や有事の場合の対応などについては、当社独立社外取締役の意見も踏まえつつ検討してまいります。

<補充原則4-2-1>

現在、取締役の報酬は、株主総会において決定された報酬総額の範囲内におきまして、代表取締役社長が、中長期的な業績に資するよう各取締役の職務、能力等を勘案して決定しております。

当面、新たな報酬制度の設計は予定しておりませんが、今後、必要に応じて検討してまいります。

<補充原則4-10-1>

当社の取締役9名のうち独立社外取締役は2名となっております。取締役会の過半数には達しておりませんが、各独立社外取締役とも高い専門知識と豊富な経験を活かし、意思決定の過程において重要な役割を果たしております。

現在も取締役の指名・報酬などについて各独立社外取締役の助言は受けておりますが、今後、より独立社外取締役の意見が反映できる体制を構築してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

<原則1-4>

政策保有株式の縮減に関する方針・考え方

当社は、ステークホルダーの皆様との共存共栄を図りながら、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に努めるとの基本的考え方のもと、取引先や業務提携先などの重要なステークホルダーとシナジー効果が期待できる場合には、当該企業の株式を政策的に保有いたします。株式を新規に取得する場合は、その目的を明確にするとともに、取得後は取引状況等を定期的に検証し、中長期的な企業価値向上への貢献が期待できないと判断した場合は、売却等の方法により縮減することとしております。

政策保有株式の保有の適否の検証内容について

政策保有株式の保有の適否は、定期的に検証することとしております。直近では、2018年12月13日開催の取締役会において検証を実施した結果、いずれの取引先も中長期的な企業価値向上への貢献が期待できることから、継続保有する方針が確認されました。

政策保有株式に係る議決権行使基準

政策保有株式の議決権行使にあたっては、当社の企業価値を毀損させる可能性がないかを個別に精査した上で、議案への賛否を決定いたします。

<原則1-7>

当社は、取締役の競業取引及び取締役と会社間の取引は、取締役会の決議事項としており、当該取引が当社の利益を害することがないよう確認を行っております。

<原則3-1>

(1) 経営理念、経営戦略、経営計画等につきましては決算説明会等を開催すると共に、決算説明会資料として当社ホームページ(以下のURL)にて公表しております。

【決算説明会資料】<https://www.ditgroup.jp/ir/kessan.html>

(2) コーポレートガバナンスへの取り組みを当社ホームページ(以下のURL)にて公表しております。

【コーポレートガバナンス】<https://www.ditgroup.jp/ir/governance.html>

(3)取締役の報酬につきましては、取締役会規則により方針と手続を定めており、世間水準、経営内容及び社員給与とのバランスを考慮しており、株主総会で決定した報酬総額の限度内において取締役会で決定しております。

(4)取締役および監査役の選任につきましては、それぞれの選出基準を規程として設け、代表取締役社長が、社外取締役の助言を受けたうえで、各候補者の実績、見識、経験等を総合的に判断のうえ提案し、取締役会にて審議・決議の上、株主総会に議案として提出しております。また、取締役の解任提案にあたっては、役員規程を踏まえ、取締役会において決定いたします。

(5)株主総会招集通知におきまして、個々の選任・指名理由を公表しております。また、解任があった場合には、解任理由を公表いたします。

<補充原則4-1-1>

取締役会は、取締役会規則に記載の事項につきまして決議しております。取締役会の決議事項以外の内容につきましては、その内容の規模、性質を鑑み、取締役及び監査役も出席する経営会議にて議論し、然るべき機関等に業務執行を委任しております。

また、業務執行責任者及び社内部門長の職務権限、業務分掌等につきましても、社内規程により明確化しており、組織変更等に応じて、常に見直しが行われる仕組みを構築しております。

<原則4-9>

独立社外取締役の選任にあたりまして、候補者は一般社団法人日本取締役協会の定める「取締役会規則における独立取締役の選任基準」に準拠しております。

<補充原則4-11-1>

当社の取締役会は、規模につきましては、定款で定められている10名以内が適切であると考えており、企業経営、企業法務、税務及び会計財務と多様な見識、専門性を持った人員で構成することとしております。また、手続につきましては、取締役会で審議の上、選任することとしております。

<補充原則4-11-2>

取締役並びに監査役の他の会社との兼任状況につきましては、株主総会招集通知、有価証券報告書、コーポレートガバナンス報告書等で毎年開示しております。

<補充原則4-11-3>

当社の取締役会は、2018年度の実効性評価を実施いたしました。本年度の実効性評価も、客観性・透明性を担保するため、外部機関のサポートを受け、各取締役及び各監査役に対し、取締役会の構成と運営等の項目に関するアンケートを行う方法で実施いたしました。アンケートの分析の結果、引き続き、当社の取締役会の実効性は概ね確保できていることが確認されましたが、前年から若干の改善が見られたものの、新任役員へのトレーニング、取締役会資料の配布時期等について課題があることが共有されました。当社取締役会は、中長期的な企業価値の向上のため、抽出された課題へ対応することを通じて、引き続き、実効性の向上に努めてまいります。

<補充原則4-14-2>

当社では、取締役、監査役向けに、コンプライアンス等の研修を行っております。また、取締役及び監査役が必要な知識を習得し、役割と責任を理解する機会として、適宜、研修等に参加できるようにしております。

<原則5-1>

株主との対話につきましては、社長をトップとして、関連部門が連携し建設的な対話が実現するように努めております。また、個別面談以外の対話の手段の充実に関する取組みとして、四半期ごとにアナリスト・機関投資家向けに決算説明会を開催しており、経営企画部門にて投資家からのミーティングや電話等によるIR取材を積極的に受け付けております。対話において把握した株主の意見・懸念の経営陣幹部や取締役会に対する適切かつ効果的なフィードバックのための方策としましては、決算説明会における質問内容や、株主・投資家からの意見などを定期的に経営陣幹部に報告することにより、経営に活用しております。インサイダー情報の管理に関する方策につきましては、株主、投資家との対話に際し、社内規程に則り、インサイダー情報管理を適切に行っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
市川憲和	2,569,320	16.72
NIインベストメント株式会社	2,000,000	13.02
市川聡	1,056,000	6.87
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	982,400	6.39
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG / JASDEC / FIM / LUXEMBOURG FUNDS / UCITS ASSETS (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	760,000	4.94
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	526,700	3.42
野村信託銀行株式会社(投信口)	525,600	3.42
DIT社員持株会	488,840	3.18
株式会社三菱UFJ銀行	200,000	1.30
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	170,200	1.10

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明	
------	--

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	6月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
竹内 誠	他の会社の出身者													
西井 正昭	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
竹内 誠		該当事項はありません。	株式会社DTSの取締役を務める等、システム開発業界における経験と知識を有しており、当社の経営に反映していただくため、要請したものであります。
西井 正昭		該当事項はありません。	三井信託銀行株式会社(現三井住友信託銀行)渋谷支店長を務め、また、株式会社DTSの取締役を務める等、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、その経験と見識を当社の経営に反映していただくため、要請したものであります。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と内部監査室は緊密な連携のもと、監査内容・監査結果の情報交換を行っており、また、会計監査については、監査法人との間で監査結果についての意見交換等を行っています。

当社各部門及び子会社への内部監査の際は常勤監査役が同行し、また原則、毎月1回監査役会と内部監査室の情報交換を行っています。なお、年度決算後に三様監査連絡会を行っています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
鈴木 清明	弁護士													
長坂 賛平	税理士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鈴木 清明		該当事項はありません。	鈴木清明法律事務所の代表を務める等、法律の専門家としての経験と知識を当社の監査に反映していただくため、要請したものであります。
長坂 賛平		該当事項はありません。	長坂税務会計事務所の代表を務める等、税務及び会計の専門家としての経験と知識を当社の監査に反映していただくため、要請したものであります。

【独立役員関係】

独立役員の数	4名
--------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員全てを独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

業績連動報酬制度を導入しており、執行役は年俸の10%、年俸制管理職は年俸の5%が対象です。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

連結報酬等の総額が1億円以上の者が存在しないため、個別報酬の開示はしていませんが、役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数を開示しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬につきましては、取締役会規則により方針と手続を定めており、世間水準、経営内容及び社員給与とのバランスを考慮しており、株主総会で決定した報酬総額の限度内において取締役会で決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

経営企画部門及び総務部が社外役員のサポートを行っています。

取締役会の資料は、原則として取締役会事務局より事前配布し、社外取締役及び社外監査役が十分に検討できる時間を確保するとともに、必要に応じて事前説明を行っています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

・当社は、取締役9名うち社外取締役2名、監査役3名うち社外監査役2名の体制です。社外取締役及び社外監査役は、監督機能の強化又は監査役の監査機能の強化のため、当社にとって重要な位置付けとなっています。社外取締役は、議決権を有する取締役会の一員として、審議及び決議に参加することで、取締役会としての監督機能の向上に努めています。また、社外監査役による取締役会での発言は、経営の透明性、客観性及び適正性の確保に貢献しています。

・経営意思決定機関として毎月1回定時取締役会及び必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速かつ適正な意思決定を行なっています。経営全般にわたる方針、戦略、計画などを検討、協議、決定し、また毎月の決算、業績の報告により、意思決定の迅速化と透明化及び責任の明確化を期しています。また、毎月1回以上開催される経営会議において、経営課題の共有、検討を行っており、重要事項について取締役会に付議することにより、意思決定の効率化を図っています。

・当社は監査役会を設置しており、監査役は、重要な意思決定の過程を把握するため、取締役会などの重要な会議に出席し、業務執行状況を確認するほか、それぞれの専門的立場から経営と財産の状況について監査を行い、経営監視機能の強化を図っています。毎月の定時取締役会後に監査役会を開催し、監査上の問題点等について監査役相互の意見交換を行っています。なお、四半期に一度、定時取締役会に於いて四半期ごとの監査報告を行うために、定時取締役会開催前に監査役会を開催し、監査報告の内容について監査役相互の意見交換を行っています。また、内部管理体制の強化を目的として、社長直轄の内部監査室を設置し、年間計画に基づき各カンパニー及び子会社、全ての部門に対し内部監査を実施しています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、企業価値の向上に向けて、業務執行における迅速かつ的確な意思決定と、全てのステークホルダーに対し、透明性の高い効率的な経営を実現することがコーポレート・ガバナンスの重要な目的と考えています。監査役・監査役会の機能を有効に活用し、また取締役会の一層の活性化と公正で透明性の高い経営の実現を目的として、社外取締役を選任しています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	今後の検討事項と考えています。
集中日を回避した株主総会の設定	6月決算なので、3月決算各社の集中日を回避できていると考えています。
電磁的方法による議決権の行使	今後の検討事項と考えています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	今後の検討事項と考えています。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知の英訳は、直近の基準日時時点で外国法人等の持ち分が低いため、業務効率面から未実施です。今後、株主構成等の状況の変更に合わせ検討をすすめてまいります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	<p>適時開示に係る基本方針</p> <p>当社は、株主・投資家をはじめとする全てのステークホルダーの皆様に対し、正確な企業情報(1)を公平かつ適時・迅速な開示をすることで企業価値を適正に評価頂き、継続的な信頼関係を構築出来るよう努めてまいります。</p> <p>(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法定開示・・・金融商品取引法、会社法に基づく開示 ・適時開示・・・証券取引所の規則に基づく開示 ・任意開示・・・その他開示すべきと判断する企業情報 <p>情報開示の方法</p> <p>「適時開示規則」に該当する情報の開示は、株式会社東京証券取引所の提供する適時開示情報伝達システム(TDnet = Timely Disclosure Network)を利用して報道機関等に情報を公開するとともに、登録後は速やかに当社ホームページにも掲載します。</p>	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	株主総会時に決算説明を定期的に行います。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年度及び半期決算発表時に説明会を開催します。	あり
IR資料のホームページ掲載	四半期毎の業績報告を掲載いたします。決算情報及び決算情報以外でも適時開示を行った内容は全て掲載し、有価証券報告書及び四半期報告書も掲載いたします。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署:経営企画部門	
その他	グレー誌(紙)には注意して対応します。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	<p>[DITグループ行動指針] 公正な市場競争を通じて、私たちが扱っている商品等を適正な条件で提供することが最大の顧客サービスであることを認識するとともに、独占禁止法の趣旨を遵守した活動を行います。</p> <p>また、調達先の選定に当たっては、取引を希望する者に対し、公平なビジネスの機会を提供し、公正な選定を行います。</p>

環境保全活動、CSR活動等の実施	[DITグループ行動指針]環境法令と社内規則を遵守し、すべての事業活動において、環境にやさしい取組みを積極的に行います。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	[DITグループ行動指針]適切な広報活動を通じて、会社の正しい評価・理解を得るよう努めます。 さらに、会社の経営状況及び企業活動全般について正しくご理解いただくために、株主、お客様等に対し、適時・適切な情報開示に努めます。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

「内部統制基本方針」

当社は、健全で持続的な発展をとげるためにも内部統制システムを整備し運用することが経営上の重要課題ととらえ、会社法及び会社法施行規則並びに金融商品取引法にもとづき、以下のとおり、当社の業務の適正を確保するための体制を整備します。

本方針は、当社及び当社の子会社の全ての役員(取締役及び監査役)並びに従業員(役員を除く執行役員、正社員、契約社員、嘱託社員、パートタイマー社員、派遣社員等含む以下「使用人」という)に適用されます。なお、平成30年8月23日開催の取締役会において見直しを行い、改めて次のとおり決議いたしました。

1. 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 企業倫理については、「DITグループ行動規範・行動指針」を制定し、役員及び使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とします。また、コンプライアンスの徹底を図るため「コンプライアンス規程」を制定しています。総務部門がコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、使用人への教育等を行うものとします。
- (2) 法律上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供や相談を行う手段として、顧問弁護士及び総務部門長を窓口とする内部通報制度を設置・運営するとともに、通報者の保護に関しては「内部通報規程」で通報者に不利益が生じないような対策を講じます。
- (3) 社長直轄とする内部監査室を置き、「内部監査規程」に従って各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その結果を取締役会及び監査役会に報告するものとします。
- (4) 監査役は、取締役会で必要に応じ意見を述べ、また、取締役の職務執行状況に対し必要に応じて改善を助言しています。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 会社の重要な意思決定は、株主総会、取締役会、経営会議及び稟議によって行われ、その議事録及び稟議書は、法律及び「文書管理規程」に従い、所定の期間保存します。
- (2) 取締役及び監査役がこれらの議事録、稟議書及び各文書の閲覧を要請した場合は、速やかに閲覧できるように管理します。
- (3) 情報の不正使用及び漏洩の防止を徹底すべく、情報セキュリティ対策を推進します。情報セキュリティに関する責任体制を明確化し、情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施します。個人情報マネジメントシステムの適用範囲を拡大し漏洩の防止に努めます。

3. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

想定されるリスク(多額の損失、不正や誤謬の発生等)を未然に防止、若しくは最小限にとどめることを念頭においたリスク・マネジメントの観点から、「取締役会規則」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」及び「リスク管理規程」等を制定しています。

また、取締役が善管注意義務を果たしていることを客観的に証明するために、取締役及び使用人の職務遂行の効率性確保を阻害することなく、リスク管理の各プロセスにおける業務の文書化等の整備を進めていきます。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役が効率的に職務を執行するために、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」にもとづき職務権限と担当業務を明確にしています。
- (2) 取締役会は毎月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行っています。

5. 当社並びに当社の子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

「DITグループ行動規範・行動指針」及び「関連会社管理規程」を制定し、子会社の取締役にその実践を促します。また、当社の内部監査人が子会社の内部監査を行い、子会社の業務の適正性を継続的にモニタリングします。

6. 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る当社への報告に関する体制

当社の「関連会社管理規程」及び「決裁権限規程」に基づき、特定の事項については、子会社の決議の前に当社に承認を求め、又は報告することを義務付けるとともに、一定の基準を満たす事項については当社の取締役会決議事項とします。

7. 当社の子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制

当社の「リスク管理規程」に基づき、子会社のさまざまなリスクに対して、リスク管理委員会を通じて、適切な対応を行います。

8. 当社の子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社の職務の執行は、子会社が制定する規程類に基づき行いますが、特定の事項については、当社の「関連会社管理規程」に従うものとします。

9. 当社の子会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の子会社の使用人に対し、「DITグループ行動規範・行動指針」に基づき行動することを指導し、その実践を促します。

10. 監査役を補助すべき使用人及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役を補助すべき使用人を内部監査室付とし、人事考課や異動、懲戒に関しては、監査役の同意を必要とする体制とします。

11. 監査役を補助すべき使用人への指示の実効性の確保に関する事項

監査役から監査の実施に必要な指示を受けた使用人は、その業務の執行中は取締役からの指揮命令を受けないものとします。

12. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、「取締役会」、その他の重要な会議に出席し、取締役並びに使用人からその職務執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができます。また、内部通報制度等の情報を適宜通知するとともに、内部統制システムに係る評価の進捗状況等の情報を提供します。

13. 子会社の取締役等又は取締役等から報告を受けた者が監査役に報告するための体制

当社の監査役は、子会社への往査に際し、子会社の取締役並びに使用人から報告を受け、意見を聴取することができます。また、子会社の取締役並びに使用人から報告を受けた者は、監査役に直接報告できるものとします。

14. 監査役に報告した者が、当該報告をしたことを理由に、不利な扱いを受けないことを確保するための体制

当社の「内部通報規程」に基づき、通報者の保護を定めており、いかなる不利な扱いも行いません。また、通報者に対し不利な扱いや嫌がらせを行った場合は、当該行為者に対し就業規則に従って処分を課します。

15. 監査役の職務の執行に伴い生ずる費用の前払又は償還など、費用又は債務の処理に係る方針
監査計画において見込まれる費用については予め予算化し、突発的な費用については、前払又は償還できることとします。

16. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議に出席しています。
- (2) 監査役は、随時社内の情報を閲覧することができます。
- (3) 監査役は、月1回定時に監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、監査実施状況等について情報交換及び協議を行うとともに、会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行っています。
- (4) 監査役監査体制の強化を図るため、公益社団法人日本監査役協会に加入し、情報交換や研修会等に参加しています。

整備状況につきましては、「財務報告に係る内部統制基本方針」を定め、27年6月期から運用評価を開始しました。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

基本的な考え方として、当社は「反社会的勢力対応細則」を制定し、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たず、さらに反社会的勢力及び団体からの要求を断固拒否し、これらと係わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行わないとする方針を堅持します。

また、反社会的勢力及び団体による不当要求事案等の発生時は、総務部門を対応主管部署とし、警察等関連機関とも連携し対応します。整備状況としては、「反社会的勢力対策要領」を定め、具体的な確認方法をガイドしています。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は監査役会を設置しており、常勤監査役1名(社内監査役)と非常勤監査役2名(社外監査役)の3名体制です。取締役会は取締役7名と独立取締役2名の9名で構成され、毎月1回定時取締役会を開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速かつ適正な意思決定を行なっています。

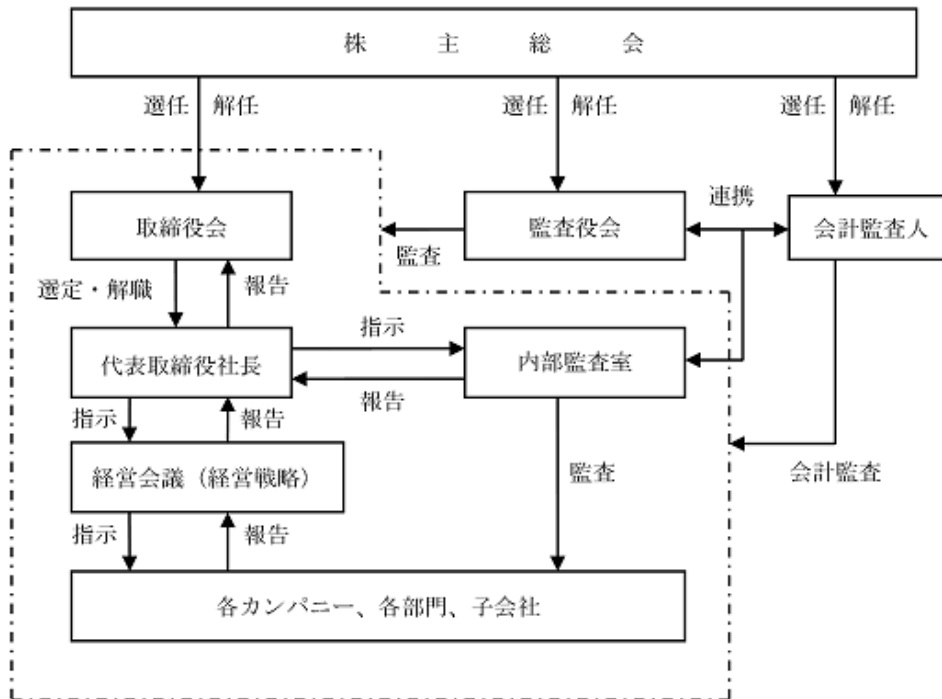
経営意思決定機関として取締役会を月1回定期的に開催し、経営全般にわたる方針、戦略、計画などを検討、協議、決定しております。取締役会は、毎月、決算・業績の報告を受け、意思決定の迅速化と透明化及び責任の明確化を図っております。

また、毎月1回以上開催される経営会議において、経営課題の共有、検討を行っており、重要事項については取締役会に付議することにより、意思決定の効率化を図っています。

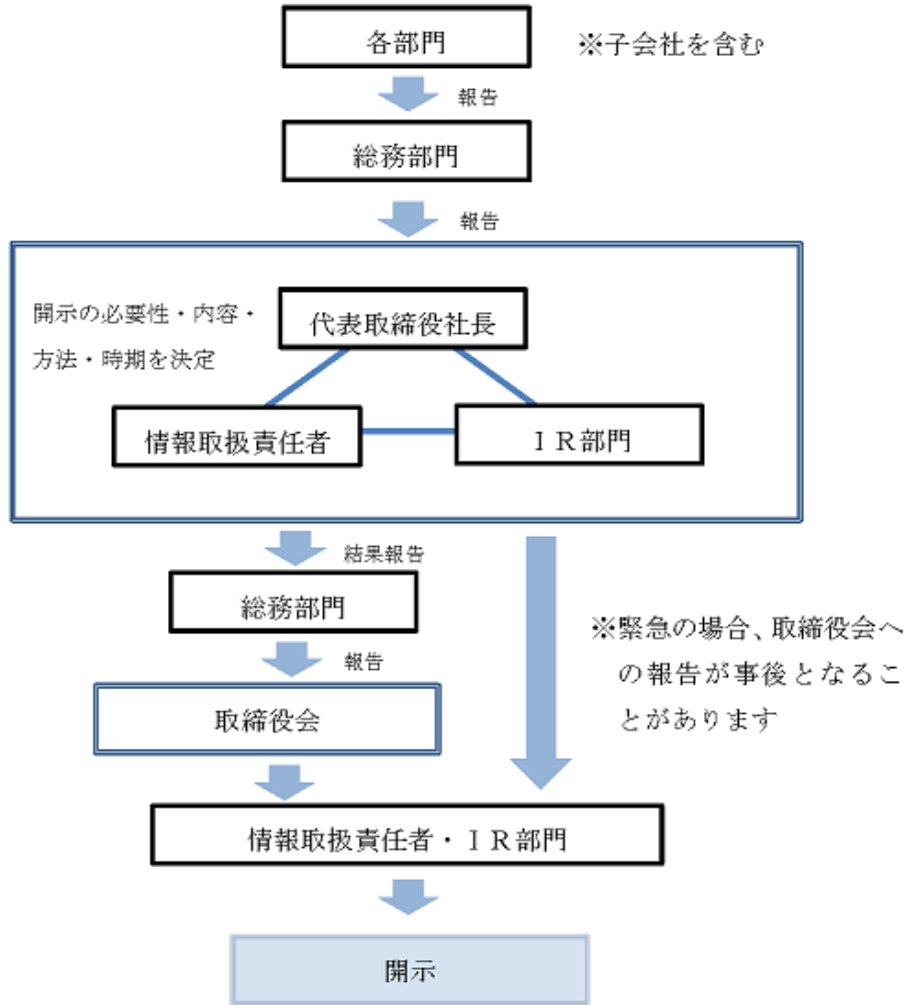
監査役は、毎月の定時取締役会後に監査役会を開催し、監査上の問題点等について監査役相互の意見交換を行っています。なお、四半期に一度、定時取締役会に於いて四半期ごとの監査報告を行うために、定時取締役会開催前に監査役会を開催し、監査報告の内容について監査役相互の意見交換を行っています。

内部管理体制の強化を目的として、社長直轄の内部監査室を設置し、年間計画に基づき各カンパニー及び子会社、全ての部門に対し内部監査を実施しています。

会社の機関・内部統制の関係



適時開示体制



以上